

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方（6 ページ）を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(〇〇に「1」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「〇」で囲みます。)

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】

上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。

また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得^(※)については、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（62ページ参照）。

※ 上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の⑦欄及び⑥⑥欄に記載し、「申告書第一表」の④④欄及び⑤⑤欄には記載しません。

⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から㉑欄の記載を省略し、㉒欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。

この事例では、⑩欄、㉑欄、㉒欄、㉓～㉔欄、㉕欄の記載を省略しています。

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

令和2年2月17日 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

FA012

住所 D市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

会社員 高松三郎 本人

Y市〇〇町1-3-2

収入金額等

所得金額

所得から差し引かれる金額

給与所得の源泉徴収票

給料・賞与 9 065 400 6 958 860 2 024 296 571 000

380 000

1147 796 83 500 33 000

37 11 3

F市〇〇町3-5-7

株式会社 △△商事

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例1】の7ページ、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び13ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 F A 0 0 7 9

住所 D市△〇町9-8-7
氏名 タカマン サブロー 高松 三郎

① 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料 株式会社△△商事 F市〇〇町3-5-7	9,065,400	571,000
配当	株式の配当 建設株式会社	40,000	6,126

受け取った金額とは異なりますので、ご注意ください。

⑩欄から⑱欄は、各種控除額が年末調整を受けた金額と同じ場合は、源泉徴収票から転記する必要はありません。
この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者（特別）控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、これらの記載を省略しています。

① 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	生年月日	別居の場合の住所
高松 三郎		平成16年10月1日	△市△区△町△番地△

【支払通知書（上場株式配当等の支払通知書）】

第〇期 配当金明細書					
ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円	31874円

② 所得の差引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
社会保険料控除		小規模企業共済等掛金	
合計		合計	

③ 所得の差引かれる金額に関する事項

生命保険料の計	旧生命保険料の計
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
介護医療保険料の計	
地震保険料の計	旧長期障害保険料の計

④ 所得の差引かれる金額に関する事項

寡婦（寡夫）控除	勤労学生控除
□ 死別 □ 離婚 □ 死不明 □ 未帰還	(学校名)

⑤ 所得の差引かれる金額に関する事項

配偶者特別控除	配偶者特別控除
個人番号	個人番号
配偶者特別控除の氏名	配偶者特別控除の氏名
個人番号	個人番号
配偶者特別控除の氏名	配偶者特別控除の氏名
個人番号	個人番号

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。

上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税(15.315%)の税額は、「所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄の「源泉徴収税額」欄に書いてください。

なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください (56ページ参照)。

この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていないので、記入の必要はありません。

○ 住民税・事業税に関する事項

申告する上場株式等の配当等の住民税 (5%)の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記入してください。

《参考》

「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。記載に当たっては56ページを参照してください。

平成31年4月22日

L建設株式会社

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例1】 8ページをご覧ください。また、**所得から差し引かれる金額**は、「令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文

この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和元年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑥欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑥欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」⑦欄及び⑧欄は記入の必要はありません。

申告書第三表（右下部）

- 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利子	差引金額
付表のとおり	140,000		140,000

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 〇 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用）

整理番号 一連番号

特例適用条文

住所 氏名

収入金額

所得金額

この事例の場合、「特定口座年間取引報告書」の「①譲渡の対価の額（収入金額）」欄からそのまま転記してください。

表は、申告書の提出に際して提出します。

確定申告書付表（1面下部）

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額			
種目・所得の生ずる場所	利息等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子	
W証券大手支店	100,000		
L建設株式会社	40,000		
合計	140,000		
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額（②-①）	140,000		
(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。			
(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額			
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④）			
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-③）			

6 第三表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

税金の計算	⑨ 総合課税の合計額	6,958,860
	⑩ 所得から差し引かれる金額	2,024,296
	⑪ 課税される所得金額	4,934,000
	⑫ 対応分	
	⑬ 対応分	
	⑭ 対応分	
	⑮ 対応分	
	⑯ 対応分	
	⑰ 対応分	
	⑱ 対応分	
	⑲ 対応分	
	⑳ 対応分	
	㉑ 対応分	
	㉒ 対応分	
	㉓ 対応分	
	㉔ 対応分	
	㉕ 対応分	
	㉖ 対応分	
	㉗ 対応分	
	㉘ 対応分	
	㉙ 対応分	
	㉚ 対応分	
	㉛ 対応分	
	㉜ 対応分	
	㉝ 対応分	
	㉞ 対応分	
	㉟ 対応分	
	㊱ 対応分	
	㊲ 対応分	
	㊳ 対応分	
	㊴ 対応分	
	㊵ 対応分	
	㊶ 対応分	
	㊷ 対応分	
	㊸ 対応分	
	㊹ 対応分	
	㊺ 対応分	
	㊻ 対応分	
	㊼ 対応分	
	㊽ 対応分	
	㊾ 対応分	
	㊿ 対応分	

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

税金の計算	㉗ 対応分	5,593,000
	㉘ 対応分	
	㉙ 対応分	
	㉚ 対応分	
	㉛ 対応分	
	㉜ 対応分	
	㉝ 対応分	
	㉞ 対応分	
	㉟ 対応分	
	㊱ 対応分	
	㊲ 対応分	
	㊳ 対応分	
	㊴ 対応分	
	㊵ 対応分	
	㊶ 対応分	
	㊷ 対応分	
	㊸ 対応分	
	㊹ 対応分	
	㊺ 対応分	
	㊻ 対応分	
	㊼ 対応分	
	㊽ 対応分	
	㊾ 対応分	
	㊿ 対応分	

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表（2面上部）

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑦+⑧）	79,000
-----------------------------------	--------

第一表の「所得金額」⑨「合計」欄に記載した金額（26ページ参照）と「所得から差し引かれる金額」⑩「合計」欄に記載した金額（26ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 - ⑩欄の金額 = A として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を㉗欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください（詳しくは【事例1】10ページを参照してください）。

この事例の場合、⑨欄の金額（6,958,860円）から⑩欄の金額（2,024,296円）を差し引いた残りの金額（4,934,000円）〔1,000円未満切捨て〕を㉗欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合

【事例2】16ページを参照してください。

㉔欄及び㉕欄の金額がいずれも1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます）、㉖欄の記入の必要はありません。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「3 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額（㉗欄）	所得税の税率	控除額	総合課税の所得金額に対する税額
4,934,000円	× 0.2	- 427,500円	= 559,300円
			 (㉘欄に書きます。)

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

申告書B第一表（右上部）

税金の計算	㉗ 課税される所得金額	000
	㉘ 所得から差し引かれる金額	5,593,000
	㉙ 課税される所得金額	
	㉚ 対応分	
	㉛ 対応分	
	㉜ 対応分	
	㉝ 対応分	
	㉞ 対応分	
	㉟ 対応分	
	㊱ 対応分	
	㊲ 対応分	
	㊳ 対応分	
	㊴ 対応分	
	㊵ 対応分	
	㊶ 対応分	
	㊷ 対応分	
	㊸ 対応分	
	㊹ 対応分	
	㊺ 対応分	
	㊻ 対応分	
	㊼ 対応分	
	㊽ 対応分	
	㊾ 対応分	
	㊿ 対応分	

- 作成に当たっては、【事例1】11ページをご覧ください。
また、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取ったL建設の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,081円が還付されます。
なお、源泉徴収されていた配当割額控除額（住民税）については57ページ「参考事項2」を参照してください。

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2を参照してください。